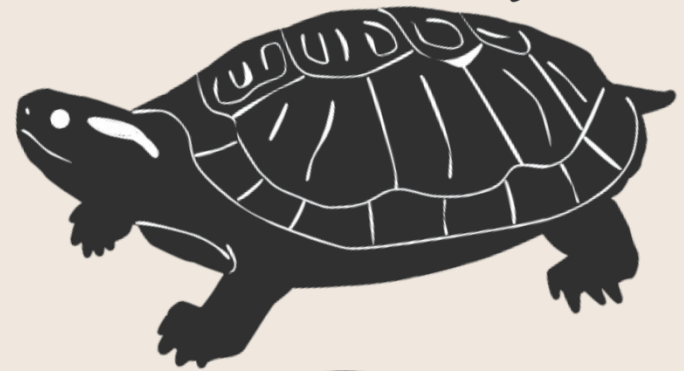


鳥取県特定外来生物 防除指針

～ 概要版 ～



鳥取県特定外来生物防除指針とは

近代以降、人や物資の移動が活発化したことで、国外または国内の他地域から本来の生息域を超えて持ち込まれる生物が増加しています。これらの生物は「外来種」と呼ばれ、在来の生物を捕食したり、生息地を奪ったりすることで、生態系に大きな被害を及ぼします。また、健康への被害や農林水産業への被害も確認されています。

鳥取県においても既に多くの外来種の侵入・定着が確認されており、生態系や農林水産業、県民の身体・生命等への被害が懸念されています。特に、ヌートリア、ウシガエル、オオクチバス、オオカワヂシャ等の「特定外来生物」は、本県の生態系等に重大な悪影響を与えていることが分かっています。さらに、令和5年度に実施した「鳥取県外来種生息実態調査」では、これまで対策を講じてきた種の分布が拡大していることや、今まで確認されていなかった新たな種の定着が明らかになりました。このことから、より一層の外来種対策の推進が求められています。

鳥取県特定外来生物防除指針は、本県における特定外来生物の防除に係る基本的な考え方や各主体の役割分担などの方向性を示すものです。

外来種によって引き起こされる3つの被害

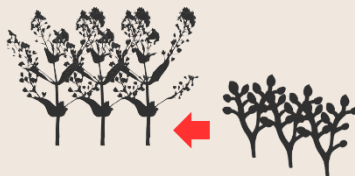
生態系



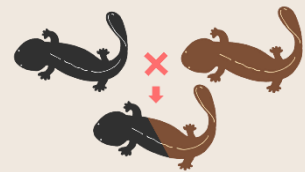
在来種をたべる



在来種の生息・生育環境を奪う



近縁の在来種と交雑して雑種をつくる



農林水産業



農作物を食べる



畑を荒らす



人の健康



毒を持っている



噛みつく・刺す



指針の目的

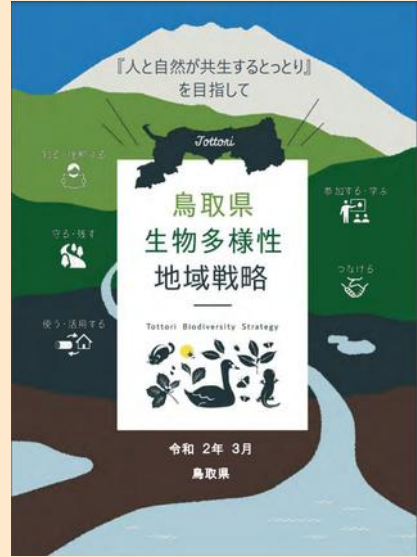
本指針は、鳥取県生物多様性地域戦略の目標である「人と自然が共生するとっとり」の実現に向けて、本県の外来種対策の方向性を定め、県内外の多種多様な関係者が一体となって特定外来生物の対策を推進することを目的とします。

鳥取県生物多様性地域戦略とは

愛知目標（人類が自然と共生する世界を2050年までに実現することを目指す目標）や、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を取り入れ、県内における生物多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な戦略で2020年に鳥取県が策定しました。



「人と自然が共生するとっとり」
の実現を目指した戦略



指針が目標とする鳥取県の将来像

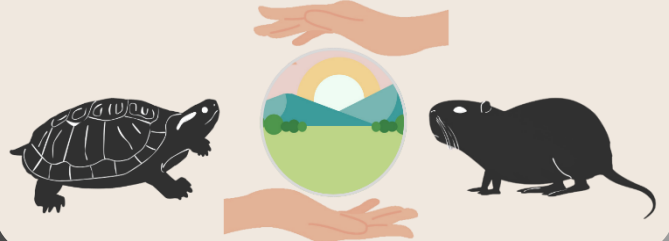
① 分布拡大防止

既に定着している特定外来生物について分布拡大防止が図られ、分布域が縮小している



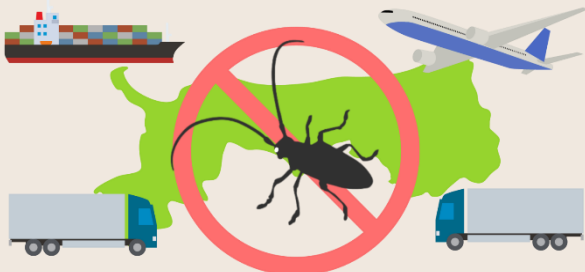
② 自然公園等の保全

自然公園等の保全すべき地域への侵入・定着の防止が図られている



③ 県内への侵入防止

未定着の特定外来生物の県内への侵入防止が図られている



④ 防除体制の整備

県・市町村・県民等が連携した防除の実施体制が整備されている



対策の方針

外来種の防除にあたっては基本的にその地域からの排除を目指しますが、技術的・経済的に根絶が困難な場合は分布拡大の防止や低密度管理等の対策を計画的かつ順応的に実施します。その上で、外来生物法で「特定外来生物」に指定される種の防除を優先的に実施します。

外来種対策を消火活動にたとえた図



※外来種被害防止行動計画 侵略的外来種の定着段階と防除の困難度（環境省）を参考に作成

「防除の推進」と「対策基盤の整備」

早期発見と初期防除

外来種対策は侵入初期が最も重要です。個体数が増加する前に対策することで排除にかかるコストと期間を最小限に抑えられます。



戦略的な防除

既に定着・まん延している外来種の防除にはコストと時間を要するため、種ごとに優先順位を定めます。自然公園等の重要地域では目的を明確にした対策を実施します。



市町村・県民への普及啓発

県内の各自治体や県民等が生物多様性の重要性や外来種問題を正しく認識するため、普及啓発に取り組めます。



情報収集・発信

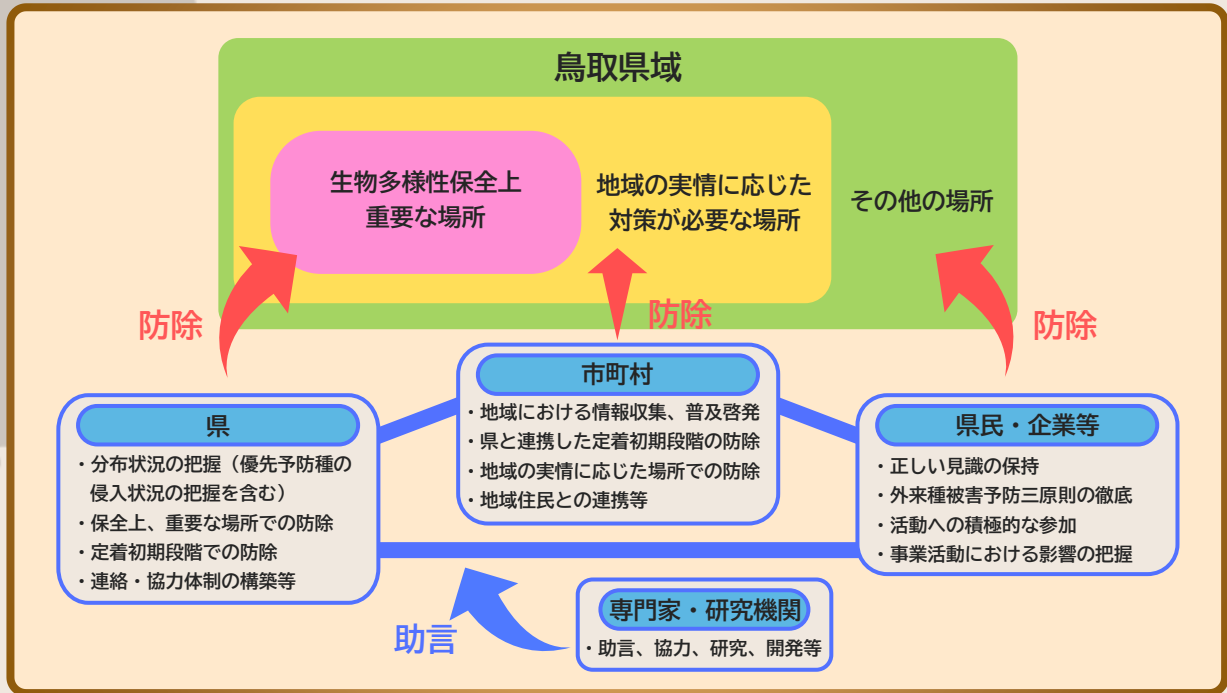
外来種の侵入・定着状況や侵入のおそれがある外来種の情報収集・発信していきます。また、市町村や関係機関との連絡体制を強化します。



各主体の役割及び連携

外来種の防除にあたっては多様な主体の参画と連携が不可欠です。鳥取県では各主体の役割を明確化し、関係する主体間の的確な連携を図りながら防除を推進していきます。

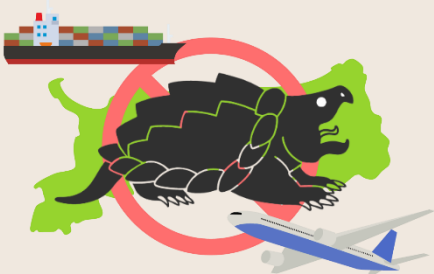
各主体の役割及び連携の概念図



「外来種被害予防三原則」にご協力をお願いします

外来種の対策では、発生した被害の拡大を防ぐ「防除」だけでなく、そもそも被害を発生させない「予防」も重要です。市民・事業者・行政それぞれが以下の「外来種被害予防三原則」を心にとめ、行動することが重要です。

① 入れない



悪影響を及ぼすおそれのある外来種を「入れない」

② 捨てない



飼育・栽培している外来種を「捨てない」

③ 拡げない



既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」

- ① 入れない：悪影響を及ぼすおそれのある外来種を本来の分布域から非分布域へ「入れない」！
- ② 捨てない：飼育・栽培している外来種を適切に管理し「捨てない」！
- ③ 拡げない：既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」！

鳥取県で優先的に対策を行う種

優先対策種

～ 既に鳥取県に定着していて優先的に防除を行う特定外来生物 ～

動物(10種)

ヌートリア



陣内将清提供

- ①ヌートリア科
- ②南米
- ③河川、湖沼、湿地
- ④生態系への被害
農林水産業への被害
- ⑤世界ワースト100
日本ワースト100

アライグマ



環境省提供

- ①アライグマ科
- ②北米～中米
- ③森林、湿地、市街地
- ④生態系への被害
農林水産業への被害
人の健康への被害
- ⑤日本ワースト100

アカミミガメ



- ①ヌマガメ科
- ②北米
- ③池沼、湿地、河川
- ④生態系への被害
農林水産業への被害
- ⑤日本ワースト100
世界ワースト100

ウシガエル



環境省提供

- ①アカガエル科
- ②北米
- ③湖沼、河川、水路
- ④生態系への被害
- ⑤世界ワースト100
日本ワースト100

ブルーギル



環境省提供

- ①サンフィッシュ科
- ②北米
- ③湖沼、河川
- ④生態系への被害
農林水産業への被害
- ⑤日本ワースト100

オオクチバス



環境省提供

- ①サンフィッシュ科
- ②北米
- ③湖沼、河川 (中～下流)
- ④生態系への被害
農林水産業への被害
- ⑤世界ワースト100
日本ワースト100

コクチバス



環境省提供

- ①サンフィッシュ科
- ②北米
- ③湖沼、河川 (中～上流)
- ④生態系への被害
農林水産業への被害
- ⑤日本ワースト100

セアカゴケグモ



環境省提供

- ①ヒメグモ科
- ②オーストラリア
- ③都市部、住宅地、港湾
- ④生態系への被害
人の健康への被害
- ⑤日本ワースト100

アメリカザリガニ



環境省提供

- ①アメリカザリガニ科
- ②アメリカ南部
- ③河川、湖沼、湿地
- ④生態系への被害
- ⑤日本ワースト100

※各番号の内容： ①科名 ②原産地 ③主な生息環境 ④影響の種類 ⑤世界および日本の侵略的外来種ワースト100への指定状況

植物(7種)

外来アゾラ類



環境省提供

- ①サンショウモ科
- ②北米～南米等
- ③湖沼、水田、水路
- ④生態系への被害
農林水産業への被害
人の健康への被害
- ⑤指定なし

ボタンウキクサ



環境省提供

- ①サトイモ科
- ②南アフリカ
- ③湖沼、水田、水路
- ④生態系への被害
農林水産業への被害
- ⑤日本ワースト100

オオフサモ



環境省提供

- ①アリノトウグサ科
- ②南米
- ③湖沼、河川、水路
- ④生態系への被害
農林水産業への被害
- ⑤日本ワースト100

アレチウリ



環境省提供

- ①ウリ科
- ②北米
- ③林縁、荒地、河川敷
- ④生態系への影響
農林水産業への被害
人の健康への被害
- ⑤日本ワースト100

オオカワジシャ



環境省提供

- ①オオバコ科
- ②ヨーロッパ～
アジア北部
- ③河川、水路、水田
- ④生態系への被害
- ⑤指定なし

オオキンケイギク



環境省提供

- ①キク科
- ②北米
- ③河川敷、海岸、道端
- ④生態系への被害
- ⑤日本ワースト100

オオハンゴンソウ



環境省提供

- ①キク科
- ②北米
- ③道端、荒地、河川
- ④生態系への被害
- ⑤指定なし

※各番号の内容： ①科名 ②原産地 ③主な生育環境 ④影響の種類
⑤世界および日本の侵略的外来種ワースト100への指定状況

優先予防種

～ 今後、鳥取県に侵入・定着するおそれのある特定外来生物 ～

動物(11種)

科名	種名
リス科	クリハラリス
カミツキガメ科	カミツキガメ
オオサンショウウオ科	外来オオサンショウウオ (在来種との交雑個体も含む)
カダヤシ科	カダヤシ
カミキリムシ科	クビアカツヤカミキリ
	ツヤハダゴマダラカミキリ
アリ科	アルゼンチンアリ
	ハヤトゲフシアリ
ヒメグモ科	ハイイロゴケグモ
イガイ科	カワヒバリガイ属

植物(7種)

科名	種名
アカバナ科	オオバナミズキンバイ及び亜種
モウセンゴケ科	外来モウセンゴケ類
ヒユ科	ナガエツルノゲイトウ
タヌキモ科	エフクレタヌキモ
キク科	ミズヒマワリ
	ナルトサワギク
ウコギ科	ブラジルチドメグサ

特定外来生物とは？

もともこの国にいなかった生き物(外来種)のうち、生態系等に被害を及ぼすものや及ぼすおそれのあるものは、**外来生物法**により「**特定外来生物**」として指定されます。特定外来生物は、国内への拡散を防ぐため、**飼育・栽培・保管・運搬、輸入、販売・譲渡、放出**などが**原則禁止**されています。また、国内に侵入・定着した特定外来生物については必要に応じて防除が行われます。

特定外来生物の一例

カミツキガメ



環境省提供

カダヤシ



琵琶湖博物館提供

ナルトサワギク



環境省提供

ヒアリ



環境省提供

特定外来生物にかかる規制

飼育・栽培



生きたまま運搬



保管



輸入



屋外への放出



販売・譲渡



特定外来生物は上記の行為が原則禁止となっています。

条件付特定外来生物について

特定外来生物の中には、一部の規制が当分の間適用されない「**条件付特定外来生物**」がいます。現在は、**アメリカザリガニ**と**アカミミガメ**の2種が指定されています。

アメリカザリガニ



環境省提供

アカミミガメ



環境省提供

- 一般家庭等での飼養等や少数の相手への無償での譲渡等については、許可無く行えます。
- 販売・頒布を目的とした飼養や販売・頒布・購入、輸入、野外への放出等については通常の特定外来生物と同様に規制されます。

飼育・保管



生きたまま運搬



無償での譲渡



輸入



屋外への放出



販売・頒布



関連資料等

- 鳥取県特定外来生物防除指針 <https://www.pref.tottori.jp/module/515154.htm>
- 鳥取県生態系等被害防止外来種リスト <https://www.pref.tottori.lg.jp/module/515154.htm>
- 鳥取県生物多様性地域戦略 <https://www.pref.tottori.lg.jp/291073.htm>